

## エスエイティーティー株式会社ウェブサービス「i-Strada(アイ・ストラダ)」約款

このエスエイティーティー株式会社ウェブサービス「i-Strada」約款(以下「本約款」といいます)は、エスエイティーティー株式会社(以下「当社」といいます)が、インターネット上のウェブサイトを通じて提供する、ウェブサービスの利用について基本的事項を定めることを目的とします。

---

### 第 1 条(用語の定義)

本約款において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「契約者」とは、本約款の内容に同意したうえ、当社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、当社が当該申し込みを審査し、承諾した企業または団体をいうものとします。
- (2) 「利用者」とは、契約者が本サービスの利用に関し、当社に利用者として登録をした学習者(以下「学習者」といいます)および学習者の学習状況を管理する契約者における企業または団体の管理担当者(以下「企業管理者」といいます)を総称していうものとします。
- (3) 「本サービス」とは、当社が所有または原権利者から許諾を受けた著作物等の知的財産権を利用して日本国内の利用者にインターネット上のウェブサイトを通して「i-Strada(アイ・ストラダ)」という名称で提供するウェブサービスをいうものとします。
- (4) 「利用契約」とは、本約款に基づき当社と契約者の間で締結する本サービスの利用に関する契約をいうものとします。
- (5) 「サービス開始日」とは、学習者が本サービスを利用可能となった日をいうものとし、具体的な開始日は利用契約に定めるものとします。
- (6) 「教材」とは、学習者が本サービスを利用して学習を行う際に必要な学習教材をいうものとします。
- (7) 「利用料金」とは、本サービス利用の対価をいうものとし、その詳細は利用契約に定めるものとします。

### 第 2 条(約款の変更)

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、必要に応じて本約款を随時変更できるものとし、本サービスの提供条件は変更後の約款が適用されるものとします。
2. 変更された約款は、変更の都度、当社ウェブサイトに掲示するものとし、掲示した時点で契約者は変更後の約款に同意したものとみなします。

### 第 3 条(エスエイティーティー株式会社からの通知)

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、契約者に対し随時必要な事項を電子メールその他の方法で通知します。
2. 前項の通知が電子メールで行なわれた時には、電子メールの発信時点で、ウェブ・サイトにおける掲示により行なわれた時には掲示の時点で契約者に到着したものとみなします。

### 第 4 条(利用契約等)

1. 利用料金、利用形態、利用期間、支払条件その他本サービス利用に関する必要事項は利用契約に定めるものとします。
2. 利用契約の規定と本約款との規定の間に齟齬がある場合には、利用契約が本約款に優先して適用されるものとします。
3. 利用契約は、契約者が本約款の内容に同意するとともに、当社所定の「利用申込書」に契約者が必要事項を記入のうえ当社に申し込み、当社が当該申し込みに対し当社所定の審査を行い、これを承諾したときに成立するものとします。
4. 利用契約成立後、契約者が本約款または諸規定に異議または不服を申し述べた場合には、当該契約者の申込ははじめから無かったものとみなし、解約の届出があった場合（第 31 条）に準じて契約が終了するものとします。
5. 原則として、利用契約成立後、契約者の都合によるキャンセル、教材等の返品、交換はできないものとし、契約者は予め了承したものとします。
6. 本サービスの契約期間は利用申込書記載の期間とします。ただし、このサービスを利用して使用する教材やツールも同一期間内でサービスをおこなうこととします。
7. 本サービスに基づき、当社が提供する教材等が次の各号の一に該当する場合、返品、交換は一切できないものとします。
  - (1) 一度使用になった場合（使用后不良品と判明した場合は除きます）
  - (2) 契約者（利用者）の故意又は過失を問わず、契約者（利用者）の責に帰すべき事由により傷や破損等が生じた場合
  - (3) タグがはずれた場合および包装、箱等が破損した場合
  - (4) その他、当社が返品、交換ができないと判断したとき

#### 第 5 条（利用申し込みの拒絶）

1. 当社は、審査の結果、利用契約の申込者が次の各号の一に該当することが明らかになったときには、本サービスの利用申し込みを承認しないことができるものとします。
  - (1) 契約者が利用申し込み時の記載事項に虚偽の記載、または誤記、記入漏れ等の不備があったとき
  - (2) 過去に当社への支払を怠った事実があるとき
  - (3) 本サービス利用の申し込みを承諾することが技術上または当社の業務遂行上相当の支障があると判断したとき
  - (4) その他当社が契約をすることが適当でないとして判断したとき
2. 前項の規定により、本サービスの利用の申し込みを承認しなかったときには、当社は契約者に対し、当社が適当と判断する方法で、その旨を通知するものとします。なお、当社は、承認しなかった理由の開示義務を負わないものとします。
3. 当社は、承認後であっても承認した契約者が本条第 1 項各号の一に該当することが明らかになったときは、承認を取り消すことがあります。
4. 本条により当社が利用申込の不承認または承認の取消を決定するまでの間に当該申込をした者が当社に支払った全ての金銭は、それまでに本サービスを利用したか否かにかかわらず一切返金できないものとします。

#### 第 6 条（企業管理者）

契約者は、本サービスの利用申し込みの際、管理者 1 名を定め、その氏名および連絡先等、当社が必要とする情報を当社に通知するものとします。

#### 第 7 条（学習者の登録）

企業管理者は、本サービスの利用開始日以降に、学習者が本サービスを利用する際に必要な学習者のデータ(以下「学習者データ」)を、当社所定の方法にて本サービス用サーバに当該学習者データを登録するものとします。

#### 第 8 条(管理者用ユーザ ID、パスワードの通知)

- 1.当社は、学習者データの登録後、企業管理者に対し、本サービスの利用に必要な管理者用ユーザ ID およびパスワードを通知するものとします。
- 2.本サービス開始後の管理者用ユーザ ID の変更または削除はできないものとします。

#### 第 9 条(ユーザ ID およびパスワードの管理)

- 1.パスワードは学習者自身および企業管理者による変更が可能とします。
- 2.利用者および契約者は、本サービス利用にあたり、ユーザ ID およびパスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとします。
- 3.当社は、契約者のユーザ ID およびパスワードが他の第三者に使用されたことにより当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意または過失の有無に関わらず一切の責任を負わないものとします。
- 4.契約者および利用者は、ユーザ ID およびパスワードを利用者以外の第三者に利用させ、また、貸与、譲渡、売買等いかなる処分もしてはならないものとします。
- 5.契約者は、ユーザ ID およびパスワードを失念したりまたは盗まれたり、若しくは第三者に使用されたりしていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社から指示がある場合には、これに従うものとします。
- 6.契約者のユーザ ID およびパスワードによりなされた利用は、当該契約者によりなされたものとみなし、当該契約者は利用料その他の債務の一切を負担するものとします。
- 7.契約者は、当社より配布された管理者用ユーザ ID の利用者が退職などの理由で利用者としての身分を喪失したときは、速やかに当社にその旨を連絡しなければならないものとし、当社は、当該連絡の受領後速やかにユーザ ID およびパスワードの無効化処置を行うものとします。

#### 第 10 条(ユーザ ID およびパスワードの一時利用停止等)

- 1.当社は契約者のユーザ ID およびパスワードが不正に使用されたか、あるいはその可能性が高いと判断したときは当該ユーザ ID およびパスワードの使用を停止することがあり、契約者は予めこれを了承するものとします。
- 2.前項の場合の他、当社が緊急性が高くユーザ ID およびパスワードの使用を一時停止する必要があると認めた場合には、当該契約者の承諾を得ることなく当該ユーザ ID およびパスワードを使用停止することがあり、契約者は予めこれを承したものとします。
- 3.前二項により当該契約者または他の第三者が本サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第 11 条(利用者の利用条件)

契約者は、学習者の本サービス利用に関する行為についての全責任を負担し、学習者に本約款及び利用契約に定める義務を遵守させるものとします。

## 第 12 条(サービス要領)

- 1.本サービスは SSL による暗号化通信(HTTPS)を使用し、提供時間帯は、1 年 365 日(閏年は 366 日)、毎日 24 時間とします。ただし、利用契約に異なる定めがある場合は利用契約の定めによるものとし、また、緊急性を要する対応が発生した場合は、電子メールもしくはその他当社が適当と認める方法により契約者に通知し、対策実施のためにサービスを停止できるものとします。なお、事前の通知ができなかったときは、事後の報告をもって通知とします。
- 2.電子メールによる通知の場合、契約者または利用者が利用する電子メールアドレス宛に送信した時をもって、当該通知は到着したものとみなします。
- 3.契約者および利用者からの当社に対するサービスに関する問い合わせは、年末年始および夏季の当社休業日を除く平日午前 10 時から午後 5 時 30 分の時間帯で、電話または電子メールで対応します。なお、学習内容に対する問い合わせには応じないものとします。

## 第 13 条(サービスメニューの変更等)

- 1.当社は、事前に当社のウェブサイトに掲載することにより、本サービスのメニュー内容につき、変更、廃止、追加等を行うことができるものとします。ただし、当該変更、廃止、追加等の時点で学習者が利用している教材については、当該学習者は当該教材の利用終了まで、引き続き本約款の規定にもとづき利用できるものとします。
- 2.契約者はその利用する本サービスの変更を希望する場合には、当社が別途定める費用を支払い当社に申し込むものとします。なお、変更にあたっては、収容するサーバー機器が変更される場合があり、その場合、契約者自身がデータ等の移動を行なう必要があることを予め承知します。
- 3.当社は契約者の本サービスの利用状況に応じ、当該契約者が利用しているサービス品目の変更を要請することがあり、契約者は、当社の要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。
- 4.契約者は当社が業務の都合によりやむを得ず特定のサービス品目を1ヶ月前までに当該契約者に通知することにより廃止することがあることを予め承知するものとします。
- 5.当社が前 4 項の措置をとったことで当該契約者または他の第三者が本サービスを利用できずこれにより損害が発生したとしても、当社はいかなる責任も負いません。

## 第 14 条(本サービスの中断等)

- 1.当社は、次の各号の一に該当したときには、原則として電子メールの送信等の方法をもって契約者に通知することにより、本サービスの提供をその必要となる期間、中断または一時停止できるものとします。
  - (1) 通信設備の保守もしくは工事、電力供給の中断、通信網あるいはハードウェアの障害等やむを得ない事由によるとき
  - (2) 当社が本サービス用サーバの保守、移転のために当該サーバを停止させるとき。
  - (3) 天災地変その他当社の責に帰することができない事由によるとき
  - (4) 電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災その他非常事態が発生し、若しくはその恐れがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要があるとき
  - (5) 当社が利用する回線業者等が、電気通信サービスを中止したとき
  - (6) 不慮の事故、不可抗力等やむを得ない事由により本サービスの運用を中断するとき
- 2.当社は前項に基づきサービスの提供を中断または一時停止したとしても、これに起因する契約者または他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第 15 条(クライアント機器等の設置および維持)

契約者は、本サービスを利用するために必要となるパソコン、通信ソフト、通信機器等を自己の責任と費用負担で用意するものとし、自己の責任と費用負担においてインターネットに接続の上、本サービスを利用するものとします。

#### 第 16 条(利用料金等の支払)

1. 契約者は、初期費用、利用料金、各種諸費用に消費税相当額を加算した額を当社請求書発行日の属する月の末日までに、当社の指定する銀行口座へ振り込むものとします。なお、当該料金等の振り込みに係る費用は契約者の負担とします。

2. 当社は、契約者による利用契約の解約その他理由の如何を問わず、既に支払われた料金は一切返金しないものとします。

#### 第 17 条(延滞利息)

1. 契約者は、利用料金その他の債務について、特別な理由なく支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年率 12.0%の割合で計算される額を、延滞利息として利用料金その他の債務と一括して当社が指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。

また、料金その他の債務について延滞が発生した場合、延滞処理事務手数料として1回につき 525 円を支払うものとします。

2. 延滞利息の支払額が小額であり、請求を個別に行うことに当社の利益がない場合、それ以後に発生する請求と同時に延滞利息の請求を行うことがあります。

3. 契約者が利用料金その他本サービスに係る債務を不当に免れようとしたと当社が判断した場合、当該金額の 2 倍に相当する金額を遅延損害金として契約者に請求することがあります。

#### 第 18 条(変更の届出)

1. 契約者は、企業情報および企業管理者の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに当社に対しその旨を書面にて通知するものとします。

2. 学習者の登録情報に変更が生じた場合は、企業管理者が責任を持って、当社のシステムが用意する管理者専用画面より、速やかに登録内容の更新を行うものとします。

3. 契約者が前項の処置を怠ったことにより、本サービスの利用に支障が生じ不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 19 条(自己責任の原則)

1. 契約者は自己のユーザ ID およびパスワードによりなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を契約者が行なったか否かにかかわらず、全ての責任を負うものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 公序良俗に反する全ての行為
- (2) 犯罪行為に結びつくまたは結びつく恐れのある全ての行為
- (3) 当社および他の契約者または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するまたはそのおそれのある全ての行為。
- (4) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする全ての行為。
- (5) 当社および他の契約者または第三者を誹謗し、中傷し、または名誉を傷つけるような全ての行為。
- (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む全ての行為。

- (7) 当社および他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある全ての行為。
  - (8) 利用契約に反する行為。
  - (9) 本サービスに対して、逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行う行為。
  - (10) その他法律、条例または命令に違反し、または違反するおそれのある全ての行為。
- 3.当社は、契約者が前項各号の一に該当する行為を行っているか、または当該行為を行うおそれがあると判断したときは、契約者および利用者に事前通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止させることができるものとします。
- 4.契約者が本サービスを利用した結果、第三者に損害を与えた場合は、契約者は自己の責任と費用をもって解決し、当社に迷惑を掛け或いは損害を与えないことを予め承するものとします。
- 5.当社は本サービスの利用により発生した契約者および第三者の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務はないものとします。
- 6.契約者が本条に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。
7. 当社は、本サービスに関わるプログラムの品質又は性能に関する瑕疵等を含め、損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。

#### 第 20 条(教材の取り扱い)

契約者は当社の書面による承諾なく、本サービスに基づき当社が提供するすべての教材を複製、翻訳、翻案等し、または第三者に貸与、開示等してはならないものとします。

#### 第 21 条(データ等の取り扱い)

- 1.当社は、本サービスにおける当社の電気通信設備の記録および情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、且つ本サービスの利用目的以外に使用しないものとします。
- 2.当社は、記録または情報が滅失、毀損、漏洩などにより契約者または利用者が直接或いは間接的損害を被ったときでも、当該損害の原因が当社の故意または重過失による場合を除きいかなる責任も負わないものとします。

#### 第 22 条(データの利用目的)

当社は、学習者データなどの本サービスに関わるデータは、本サービスの円滑な提供、学習者の管理、利用料金の請求およびサービスの向上を目的とした調査、検討、企画等の目的のための統計データとしてのみ利用するものとし、その他の目的には一切使用しないものとします。

#### 第 23 条(秘密保持)

当社および契約者は、事前に相手方から同意を得た場合もしくは法令の規定にもとづき開示を求められた場合を除き、相手方から秘密である旨を表示されたうえで開示された情報(以下「秘密情報」)または学習者データを第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知の情報、または開示後、秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となった情報
- (2) 当社または契約者が開示を行った時点で、既に相手方が保有している情報

- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 相手方からの開示以降に、相手方からの情報によらないで自ら開発した情報
- (5) 法令により開示することが義務付けられた情報

#### 第 24 条(再委託)

当社は、本サービスの一環として、契約者および利用者からの質疑応答対応、本サービス用情報システム運用等の作業の一部を、第三者に再委託できるものとします。この場合、前条に定める秘密保持と同等の義務を当該第三者に課したうえで、当該第三者に秘密情報または学習者データを開示できるものとします。

#### 第 25 条(事例集等の作成)

当社は、本サービスの提供過程で契約者と当社との間で行われた質疑応答の内容等につき、本サービスを含む当社の教育関連サービス品質向上の目的に利用できるものとします。

#### 第 26 条(損害賠償)

1.当社は、故意または過失を問わず当社の責めに帰すべき事由により、本サービスまたは利用契約に関し、契約者または利用者に損害を与えた場合は、契約者または利用者に現実に発生した直接損害につき、当該損害の直接の原因となったサービスの利用料金月額相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の予見の有無を問わず、当社の責めに帰すことができない事由から生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益、データの消失等については、当社は賠償責任を負わないものとします。

2.本サービスの提供が第三者の知的財産権を侵害したという理由で、契約者が第三者から請求を受けた場合には、契約者が次の各号に定める全ての要件を満たすことを条件として、当社の責任と費用負担にて当該請求を処理解決するものとします。

- (1) 第三者からの請求を受領した後、速やかに当社に対し、請求の事実および内容を通知すること
- (2) 第三者との交渉または訴訟の遂行に関し、当社に紛争解決の実質的な権限を付与するとともに、必要な協力を行うこと

#### 第 27 条(免責)

1.当社は、本サービスが契約者の特定の利用目的を満たすものであることおよび本サービスの利用結果その他本サービスの内容についてはいかなる保証も行わないものとし、契約者は予め了承するものとします。

2.当社は、前条に定める場合を除き、契約者または利用者が利用契約または本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の請求原因を問わず一切の賠償の責任を負わないものとします。

#### 第 28 条(本サービスの解除)

1.契約者が次の各号の一に該当した場合には、当社は何らの通知催告を要せず、本サービスの提供を一時的に停止し、または利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 申込時に虚偽の申告をしたとき
- (2) サービスの運営を妨害したとき
- (3) サービスの利用料金その他の債務履行を遅滞し、または支払を拒否したとき

- (4) 支払いの停止または破産、会社更生、会社整理、特別清算もしくは民事再生手続きの申立てがあったとき。
  - (5) 振出または引受をした手形・小切手が不渡になったとき。
  - (6) 仮差押、差押、滞納処分または競売手続きの開始があったとき。
  - (7) 当社および当社の利用する電気通信設備に支障を及ぼしたまたはその恐れがある等当社の業務の遂行に支障が生じると認められたとき
  - (8) 当社名誉を毀損したとき
  - (9) その他当社が契約者として不適当と判断したとき
2. 当社は、契約者が本約款にもとづく債務を履行しない場合には、相当の期間を定めて履行の催告を行い、なおも履行がなされないときは、書面による通告をもって本サービスの提供を一時的に停止し、または利用契約を解約することができるものとします。
  3. 契約者が前2項に該当した場合、契約者が当社に対して負担する一切の金銭債務は当然に期限の利益を失い、契約者は直ちに当該金銭債務を当社に弁済するものとします。
  4. 契約者が本条第1項各号および第2項の何れかに該当することで当社が損害を被った場合、当社は当該サービスの一時停止または利用契約の解約の有無に拘らず、その被った損害の全てを賠償請求できるものとします。

#### 第 29 条(本サービスの中止)

当社は、本約款に規定されている全ての項目の他、営業上、運用上、技術上またはその他の理由により、本サービスの停止もしくは廃止することがあります。この場合は、当社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知するものとし、利用契約が未履行の分は、日割計算で清算するものとし、当社は、これを越えた責任を負いません。

#### 第 30 条(譲渡の禁止)

当社が別途定める場合を除き、契約者として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供したりできないものとする。

#### 第 31 条(解約)

1. 契約者は契約期間中であっても、解約希望日の5営業日前までに当社所定の様式にて届け出ることにより、解約希望日をもって契約を解約することができるものとします。
2. 契約期間中に前項に基づき利用契約が解約された場合であっても、当社は既に受領した利用料金その他の金銭については、一切返金いたしません。
3. 本条に基づき解約がなされた場合、解約時点で発生している利用料金その他当該サービスに係る債務の履行は、本約款第 16 条に基づきなされるものとします。

#### 第 32 条(本サービス終了後の取扱い)

期間満了、解除、解約その他理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社は、ユーザ ID およびパスワードを無効にし、本サービス用サーバに蓄積されている学習者データを消去するものとし、契約者は予め了承するものとします

#### 第 33 条(準拠法)

本約款および利用契約は、日本国の法律に従って解釈されるものとします。

#### 第 34 条(協議)

本約款および利用契約に定めのない事項または利用契約の履行につき疑義が生じた場合には、契約者および当社は誠実に協議し、円満解決を図るものとします。

第 35 条(管轄裁判所)

前条にかかわらず、当社と契約者の間に協議が調わず、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則

本約款は、平成 22 年 4 月 1 日より施行します。

第 1 版 平成 22 年 2 月 20 日